

の上、經營狀態を調査したる結果、之を組合管理の下に、從來の缺陷を排するならば、經營も亦至難にあらざる事を發見したので左記條約を締結して作業を開始した。

- 一、工場主、解雇手當ハ支給セズ
- 一、事業ヲ繼續スル爲メ工場ノ改築ニ要スル日數約一ヶ月半ノ臨時休業中ノ手當トシテ一千五百圓ヲ支給ス
- 一、一千七百圓ニ相當スル器具一切ト運輸資金トシテ一千圓ヲ提供ス

斯くて本年三月一日より作業を開始し今日迄豫期以上の成績を上げて居る。斯の如き工場管理は、本組合に於ても亦川口町に於ても未だ曾てみざる事にして殊に小鑄工場地たる川口町の資本家階級の注目の的となつて居る。我等は、當該工場ノ組合員諸君ノ眞面目なる努力に依つて之か順調に發展せんことを切望するものである。

### 三共鑄鐵所規約

#### 第一章 總則

- 第一條 本組合ハ協同組合ニ其鑄鐵所ト稱シ埼玉縣川口町六百八十一ノ一二番ケ
- 第二條 本組合ハ組合員協同シ現金壹千四百圓ノ資本ト勞動出資ヲ以テ鑄物製造販賣ヲ營ミ産業ノ民主化ヲ以テ目的トス
- 但シ商法上ノ届出ハ八名ノ代表者ヲ以テス
- 第三條 本組合ノ存立期間ハ十ヶ年トス
- 第四條 本組合ハ三十四名ノ鑄物職従業員ト一名ノ會計監督十二名ノ業務統制委員ヲ以テ構成ス
- 第五條 本組合規約ハ組合員總會ノ決議ヲ得ルニテアラザレバ變更スルコトヲ得ズ
- 第六條 本組合員ノ種類ヲ分チテ左ノ二種トス

- (一) 組合員ハ三十四名ニシテ本組合ノ有給ニシテ配當ヲ受ケルノ權利ヲ有ス其ノ給料配當ハ總會ノ決議ヲ得ズ
- (二) 組合員ハ組合員ノ互選ニヨルモノト東京鐵工組合川口支部選出ノモノトノ二種ニシテ各々無報酬無配當ナルコトヲ原則トス
- 第三章 加入及ビ脱退
- 第七條 本組合員タルトスル者ハ別記細則ニ從ヒ總會ノ賛成ヲ要ス
- 第八條 本組合員ニシテ脱退セントスル者ハ委員會ニ其ノ理由ヲ申出テ其承認アリタル時ハ細則ニ從ヒ手當ヲ支拂フモノトス
- 第四章 權利義務
- 第九條 本組合員ハ本組合規約並ニ決議ヲ遵守スルノ義務ヲ有ス
- 第十條 本組合員ハ總會ニ於テ發言ノ權利ヲ有ス

- 第十一條 本組合員ハ役員ノ選舉權及ビ被選舉權ヲ有ス
- 第十二條 本組合員ハ本組合ノ規定ニ從テ利益ノ配當ヲ受ケルノ權利ヲ有ス
- 第十三條 本組合員ハ委員會ノ決定ニ服スルノ義務ヲ有ス

#### 第五章 賞罰

- 第十四條 本組合ノ爲メニ多大ノ貢獻アル者ニ對シテハ委員會ノ決議ヲ得テ賞與ヲ支給ス
- 第十五條 本組合ニ對シ害ヲ興エルト委員會之ヲ認メタル時ハ總會ノ賛成ヲ得テ除名或ハ權利ノ停止ヲナスコトアルベシ

#### 第六章 機關

- 第十六條 本組合ノ機關ヲ左ノ三種トス
  - (一) 總會
  - (二) 委員會
  - (三) 研究會
- 第十七條 總會ハ組合員全員ト役員ヲ以テ組織シ議事ハ三分ノ二以上ノ賛成ヲ要ス年二回以上委員長之レヲ召集ス
- (一) 委員會ハ役員ヲ以テ組織シ必要ニ應ジテ委員長之レヲ召集ス
- 但シ常例委員會ハ毎月十七日ノ午後六時ヨリ開催ス
- ルコト
- (三) 研究會ハ組合員ノ技術或ハ労働條件ニ就テハ組合員各自ノ自由ニ論議シ研究ヲナス機關ニシテ隨時之ヲ行フモノトス
- 第十七條 各種集會ハ之ヲ記録ニ殘シ召集ハ文章ニ依リ左ノ要項ヲ明示スルコトヲ要ス
  - 一、日時場所
  - 二、重ナル議案
- 第七章 役員
- 第十八條 本組合ニ左ノ役員置ク
  - 一委員 十二名
  - 一委員長
  - 一業務委員
  - 一庶務委員

- 一労働委員
- 一會計監督
- 一委員ハ十二名中六名ヲ東京鐵工組合川口支部ヨリ選出シ他六名ヲ本組合員中ヨリ互選シ委員會ヲ構成シ本組合ノ業務一切ノ監督ヲナスモノトス
- 一委員長ハ委員中ヨリ互選シ委員會ヲ代表シ其ノ責任ヲナル業務委員ハ委員中ヨリ互選シ工場内ノ主要ナル責任者トス
- 一庶務委員ハ委員中ヨリ互選シ庶務並ニ會計事務ヲ掌ルモノトス
- 一労働委員ハ組合員ノ労働條件ノ改善ニ關シ事務ヲ處理スルモノトス
- 一會計監督ハ本組合ノ會計ヲ監督スルモノトス

#### 第八章 業務執行

- 第十九條 本組合ノ業務年度ハ毎年一月一日ニ始リ十二月末日終ル但シ六月十二日ニ決議シ總會ニ報告シ承認ヲ得ルコトヲ要ス
- 第二十條 前條ノ時期外ト雖モ委員會ノ要求アリタル時又ハ重要ナル財産ニ關スル事項ハ隨時報告ヲナスコトヲ要ス
- 第二十一條 事業或ハ作業ニ關スル細則ハ別ニ委員會ニ於テ之ヲ定ム
- 第二十二條 本組合ノ製造スル主要ナル製品ニツイテハ委員會ノ承認アルモノニ限ル
- 第二十三條 本組合ノ主要ナル材料ハ購入並ニ製品ノ販賣ニツイテハ委員會ノ承認ヲ得ル事ヲ要ス
- 第二十四條 本組合ハ基本金トシテ金壹千圓也ヲ銀行預金トシテ積立ナスモノトス
- 第二十五條 本組合ニ剩餘金アル時ハ銀行預金ヲナスモノトス
- 第二十六條 毎月労働費銀ニ比例シテ退職手當金トシテ積立ナラ